



コーポレートガバナンスと 内部統制・コンプライアンス

適正かつ効率的な業務執行を確保するため意思決定の透明性を高めるとともに、監視・監督機能が適切に組み込まれたコーポレートガバナンス体制を構築し、株主等ステークホルダーからの信頼に基づいた経営を行います。内部統制については、不断の見直しによって継続的な改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めます。

コーポレートガバナンス

伊藤忠商事は、監査役会設置会社です。監査役による適正な監査の実施を確保するため、社内重要会議への出席や監査部・会計監査人との連携等により、監査役が社内の情報を収集できる体制を整えるとともに、専任スタッフからなる監査役室が監査業務をサポートしています。

経営執行体制においては、ディビジョンカンパニー制を採用しており、総本社による総括管理のもと、7つのカンパニーが事業領域を分担し、市場・顧客のニーズに対応した自主経営を行っています。

また、社長を補佐する機関としてHMC (Headquarters Management Committee) を設置し、全社経営方針や重要事項を協議しています。更に、

各種社内委員会では、各々の担当分野における経営課題について慎重な審査・協議を行い、社長及び取締役会の意思決定に役立てています。

内部統制

内部統制の目的である①財務報告の信頼性、②業務の有効性及び効率性、③資産の保全、④法令等の遵守について、それぞれ「開示委員会」「DNAプロジェクト委員会」「ALM委員会」「コンプライアンス委員会」を設置し、実効性のある内部統制を整備・運用しています。また、「内部統制委員会」では内部統制上の全社的課題や改善策を審議し、内部統制全体を総括管理しています。

内部統制報告制度への対応

伊藤忠商事では、連結決算ベースでの財務報告の信頼性をより高めるため、「開示委員会」をSteering Committeeとして、国内外の主要な伊藤忠グループ会社を対象に、内部統制環境の構築を行ってきました。

また、内部統制を評価する独立組織として監査部に内部統制監査室を設置し、内部統制が適切に整備・運用されているかについて評価する体制を構築しました。

評価の対象は①全社的な内部統制(経営理念の周知徹底、社内ルールの適切な整備及び運用等)、②業務プロセスにおける内部統制、③ITに関わる統制(業務プロセスを有効に機能させる情報システムの開発・保守・運用の管理、安全性の確保、外部との契約管理等)です。評価においては、これらの統制が有効に機能しているかを確認し、経営者へ内部統制の評価結果を報告しています。

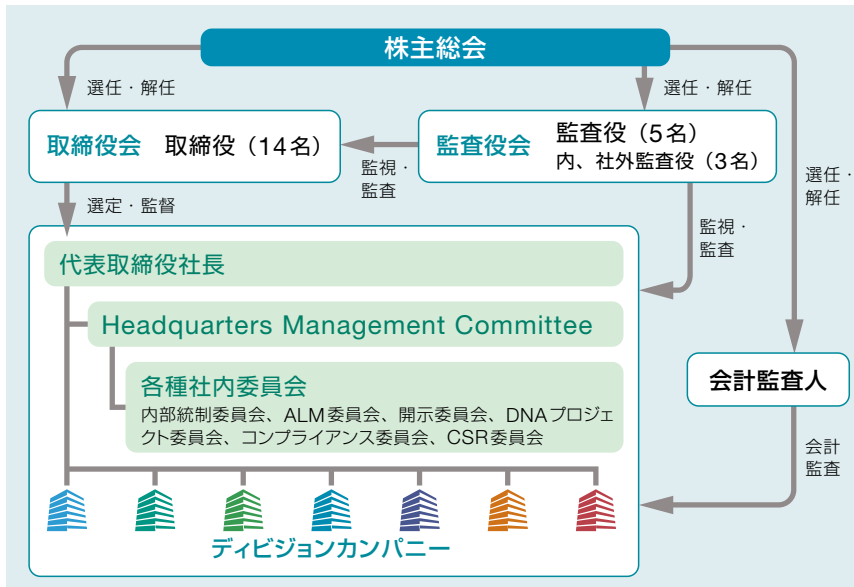
内部統制報告書の提出

内部統制環境の構築により、経営者は伊藤忠グループの内部統制が有効であると評価し、内部統制報告制度の適用初年度である2008年度の内部統制報告書を作成し、監査人の適正意見を受けたうえで関東財務局へ提出しました。

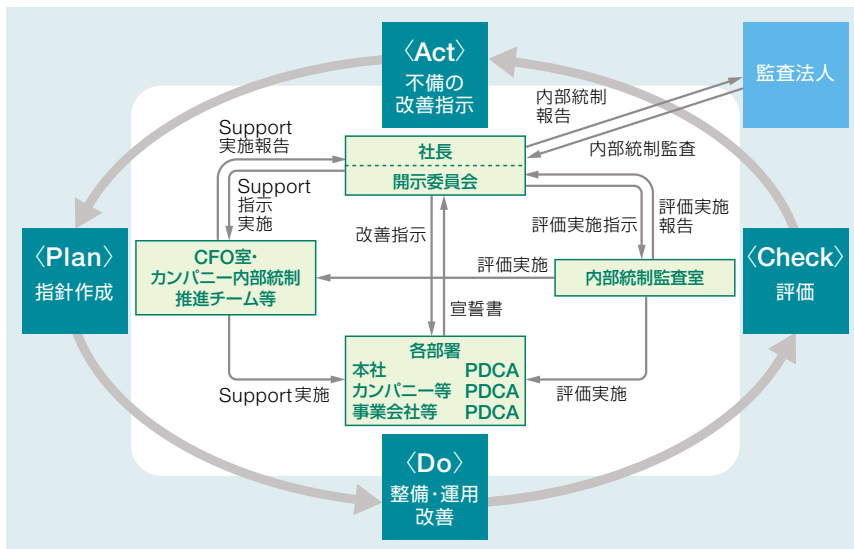
今後は、内部統制を整備・構築する段階から、当グループの社員一人ひとりが実務の中に、基本動作として自然体で内部統制を組み込むことが必要であると考えています。引続き内部統制の一層の強化に努めていきます。

コーポレートガバナンス・内部統制体制

(2009年6月末現在)



内部統制におけるPDCAサイクル



■ 全社員による業務改革プロジェクト

伊藤忠商事は、各組織及び各社員がそれぞれに持つ力、すなわち「現場力」を強化し、全体最適の観点を加味した全社業務改革プロジェクト「ITOCHU DNA プロジェクト～ Designing New Age～」を推進しています。

現状の業務プロセスをすべて「見える化」し、内部統制対応も踏まえながら、業務の効率化と品質向上につながる全社標準業務を策定しました。今後は、標準化された業務プロセスに対応した組織体制や業務を支えるシステムの構築段階に順次移っていきます。

全社業務改革を通じて、すべてのステークホルダーから当社の業務に対する信用・信頼を獲得するとともに、担い手である全社員が、業務を通じて「豊かさ」を感じるとともに、働きやすい職場環境づくりに寄与していきます。

コンプライアンス

■ 2008年度発生事案を受けた管理強化策

2008年度において、重機械及び資機材等のモンゴル国向け三国間貿易

取引に関して債権の一部に回収遅延が発生し、これを契機に本取引の内容を調査した結果、販売取引として会計処理されていた中に物流を伴わない金融支援取引と考えられる取引が含まれていたことが判明しました。当社は、取締役会において、再発防止策として、①取引管理の強化、②人事ローテーションの徹底、③コンプライアンス教育の徹底等の施策を決定し、実行に移しています。

■ グループの推進体制

伊藤忠グループでは、本社の各組織だけでなく、国内外のすべてのグループ会社においてもコンプライアンス責任者を配置し、各カンパニー等からの指示・支援のもと、それぞれのビジネスの特性・業態・所在地の法制度などを考慮しながら、コンプライアンス強化に向けた仕組みづくり・教育研修・個別事案への対応等を行っています。半期に1度全社一斉に実施しているモニター・レビュー等、さまざまな機会を捉え、各社の実施状況を確認しながらグループをあげて、より充実したコンプライアンス推進体制の強化に向け、改善を図っています。

■ 教育研修

社員一人ひとりのコンプライアンス徹底に向けた意識の醸成や、必要な法令知識の獲得は、コンプライアンス徹底に欠かせないものであり、そのための教育・研修をコンプライアンス推進の重要な柱のひとつと考えています。

2008年度は、総本社職能部署による法令や社内制度など、ビジネスを実践するうえで必要な知識に関する社内セミナーや、部長課長・事務職といった職種・業務内容に応じたコンプライアンス推進における役割についての研修、またカンパニーなど各営業現場による基本動作の再徹底など、さまざまな目的・内容の教育・研修の機会を設けました。

■ 総合輸出入・物流管理への取組

伊藤忠商事では、2009年4月1日付で総合輸出入管理及び総合物流管理を一元的に所管する部署として以下の3室から成る貿易・物流統括部を新設しました。グループ全体に渡る輸出入及び物流に関わる管理の更なる強化を図っていきます。

● 国際貿易管理室

外国為替及び外国貿易法に基づく諸規制の遵守及び国際安全保障リスク管理

● 通関管理室

関税関連業務の統括的な管理をはじめとする輸出入申告業務全般に関わる管理

● 物流マネジメント室

グループ全体における物流対策、国の新通関システム対応など総合的な物流管理